

9. よくある質問



Q1 他の補助金と併用できますか？

併用はできません。

Q2 工事を契約した後も補助金をもらえますか？

工事を契約した後は補助金を受けることはできません。補助金交付決定通知を受ける前に補助対象事業の契約を締結している場合は、補助金の交付対象外となります。

Q3 工事が来年になりそうです。今年度に申請をして来年度に補助金をもらうことはできますか？

できません。補助対象となるのは、単年度で完成する工事です。

Q4 防災設備等の修繕をしたいです。補助金はもらえますか？

新規に整備・設置する場合のみ補助金の対象となるため、修繕は対象外となります。

Q5 町内会区域に「重点対策地域」「対策地域」「その他の地域」が混在しています。補助金の補助率や上限額はどのようになりますか？

整備する場所が「重点対策地域」「対策地域」「その他の地域」のどの地域にあたるかによって、補助率や上限額が決定します。

例えば、申請者である町内会長のご自宅の付近が対策地域でも、防災倉庫を整備する公園が「その他の地域」の場合には補助率は10分の5、上限25万円となります。

<防災設備の整備の場合の例外規定>

ただし、防災倉庫等の防災設備の整備の場合には、地域まちづくり支援制度要綱に定める「まちの不燃化推進事業活動団体」が行う活動対象区域内の整備に限り、重点対策地域とみなし、補助率や上限額を決定します。

Q6 整備場所によって補助金の補助率や上限額が異なるのはなぜですか？

整備場所によって補助金の上限額や補助率が変わるのは、地域ごとの地震火災リスクに応じて支援を重点的に行うためです。延焼の危険性が特に高い「重点対策地域」や、延焼の危険性が高い「対策地域」では、迅速かつ効果的な災害対策が求められるため、補助率や補助上限金額が高く設定されています。

Q7 見積書は横浜市内の事業者からもらう必要がありますか？

見積書の金額(税込)が100万円以上の場合、見積書の徴収は原則として本社が横浜市内にある事業者から行う必要があります。ただし、100万円未満の場合は市内事業者以外からの見積書も認められます。

Q8 見積書は絶対に2者以上必要でしょうか？

見積書は2者以上必要です。

9. よくある質問



Q9 市有地に防災倉庫を設置したいです。まずはどこに相談すべきですか？

市有地の公園に設置したい場合には所管部署(土木事務所等)に設置可能かどうかご相談ください。

土木事務所から発行する「公園施設設置許可書」はP7「6. 提出書類」の「7. 公共施設管理者の承諾が確認できる書類」にあたります。

公園以外の市有地の場合にはそれぞれの所管部署にご相談ください。

Q10 防災倉庫を設置したいです。建築確認申請は必要ですか？

設置する倉庫の場所や大きさによって、建築確認申請が必要な場合と不要場合があります。

以下の場合には、建築確認申請は不要です。

■公園等の市有地に設置する場合

「町の防災組織」が設置するもので、地域の防災活動に必要な資器材のみを収納し、延べ面積が5㎡以内であり、通常時は無人で、発災時、防災訓練時及び収納品の点検時等を除き、内部に人が立ち入らない防災倉庫

■私有地に設置する場合

土地に自立して設置する小規模な倉庫(奥行が1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの [\[横浜市建築基準法取扱基準集 第1章 総則 1-1 小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて 参照\]](#)

Q11 防災倉庫の中に収納する備品の購入費も補助対象になりますか？

対象外です。

Q12 新設のみ補助対象とのことですが、新設とはどのような状態ですか？

補助金申請時点で設置予定地に既存の同一目的の施設がない状態をいいます。

Q13 申請の流れを教えてください。

補助要件について、事前に相談をしてください。詳細はP5「3. 申請の主な流れ」をご確認ください。なお、代理受領制度の利用を希望される場合は、手続きの流れが異なりますので、必ず事前にご相談ください。

Q14 土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図はどこで取得できますか？

法務局で取得してください。

Q15 土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図の提出はコピーでもかまいませんか？

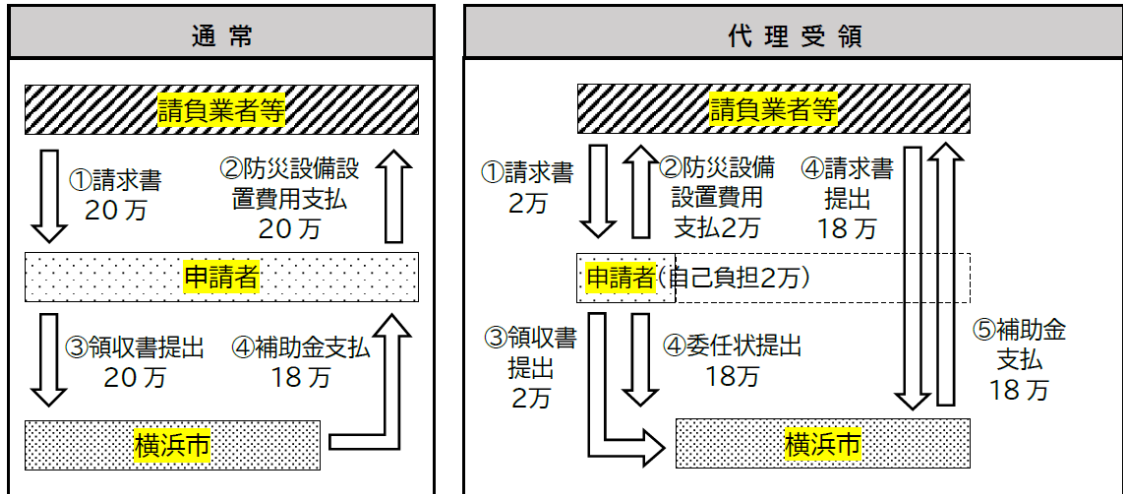
コピーでもかまいません。

9. よくある質問

Q16 代理受領とはどのような制度ですか？

代理受領とは、申請者の委任を受けた請負業者等が、補助金の請求及び受領を代理で行うことができる制度です。

例えば、20万円の防災設備を設置し、補助金18万円、自己負担額2万円の場合、申請者は請負業者等に2万円のみを支払うことになり、補助金が交付されるまでの一時的な負担を軽減することができます。



Q17 代理受領制度を利用する場合の申請書類は？

- 代理受領事前届出書(第14号様式)
 - 補助金交付申請書(第1号様式)の提出時に併せてご提出ください。請負業者等にとっては、支払いの時期が遅くなったり、横浜市宛ての請求書や委任状の追加書類の準備が必要になったり等の影響が生じますので、必ず、請負業者等にご相談のうえ、提出してください。
- 代理受領の委任状(第16号様式)
 - 請負業者等補助金交付請求書(第13号様式)の提出時に併せてご提出ください。なお、請求書と委任状は請負業者等からご提出いただくことになります。

その他、ご不明点がございましたらお気軽に防災まちづくり推進課までお問合せください。